

事故・事件の発生時における公表に関するガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、事故・事件の発生時における公表に関する基本的な考え方や公表に当たっての判断基準等を示すことにより、事故・事件の積極的な公表を推進することで、県民に対する説明責任を果たし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とする。

2 基本理念

社会に影響を与えた、又は与えると予想される事故・事件や直接的な影響を受ける県民がいる事故・事件、県に直接的な損害が発生している事故・事件が発生した場合は、迅速かつ正確に被害の拡大や二次被害の防止等に資する情報を公表し、被害や混乱の拡大を最小限に止めるとともに、県民に対して当該事故・事件の発生状況や被害状況、再発防止策等を丁寧に説明するなど、県が十分に説明責任を果たす必要がある。

このため、県は、「持っている情報を県民に提供する責任がある」との認識の下、事故・事件が発生した場合は、県民目線に徹しながら積極的に公表するものとする。

なお、事故・事件が発生した際は、本ガイドラインを参考に公表方法や公表内容等について判断し、対応することとするが、既に個別事案に係る公表基準を策定している場合は、本ガイドラインと整合性を図ったうえで、当該基準に従い公表するものとする。

3 公表すべき事故・事件の種類

所管部局等は、発生した事故・事件が、以下の①～③のいずれかに該当する場合は、原則として当該事故・事件を公表するものとする。

なお、公表に当たっては、県の説明責任や管理監督責任等について十分考慮の上、できるだけ積極的に公表するものとする。

① 社会に影響を与えた、又は与えると予想されるもの

直ちに県民に影響が及ぶわけでないが、状況によっては将来に危険性が予測されるもの、県職員や県の事業・施設に関する事故・事件等が該当

- ・ 県民の安全・安心を脅かす事案
- ・ インフラやライフライン等に支障が出る事案
- ・ 県民の関心度が高い事案（県事業、施設及び職員に関する事故・事件）

② 直接的な影響を受ける県民がいるもの

県民の生命・身体・財産に影響を与えた場合や、県民の生活に影響を与えた場合が該当

③ 県に直接的な損害が発生しているもの

県の管理する人員や資産に関して損害を与えた場合が該当

【公表すべき事故・事件の例示】

- ① 社会に影響を与えた、又は与えると予想されるもの
 - ・ 災害
 - ・ 台風の接近や大雨警報等
 - ・ テロ攻撃
 - ・ 感染症の発生
 - ・ 食品衛生上の危害の発生（食中毒や異物混入等）
 - ・ 家畜伝染病の発生（高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等）
 - ・ 熊による人身事故
 - ・ 水質汚染や濁水等による広域水道の給水制限
 - ・ 県有施設の利用制限（指定管理者等の管理運営施設を含む）
 - ・ 大量の油の漏洩（県民生活に影響があるもの）
 - ・ 危険な特定外来生物の確認
 - ・ 県ホームページの一時停止
 - ・ 県広報誌の掲載情報の誤り
 - ・ 産業廃棄物の不法投棄
 - ・ 職員の非違行為

- ② 直接的な影響を受ける県民がいるもの
 - ・ 県立学校での児童・生徒への暴行やいじめ
 - ・ 県立病院の医療事故
 - ・ 県有施設での人身事故（指定管理者等の管理運営施設を含む）
 - ・ 県税の誤徴収
 - ・ 県等が保有する個人情報の漏洩

- ③ 県に直接的な損害が発生しているもの
 - ・ 積算誤り等による落札決定の取消し（工期の遅れによる供用開始の延期等）
 - ・ 県有施設の破損、倒壊（指定管理者等の管理運営施設を含む）
 - ・ 指定管理者や委託業者の法令又は契約等の違反による契約解除等
 - ・ 算定誤りによる国庫補助金の返還
 - ・ 公金や備品等の盗難、紛失
 - ・ 職員に対する暴行

4 公表方法

事故・事件に関する業務又は事故・事件を起こした職員を所管する部局等（以下「所管部局等」という。）は、事案の重大性や緊急性等、事故・事件の性質に応じて、以下の①～④のいずれかの方法により報道機関へ公表するとともに、併せて県ホームページにも掲載するものとする。

- ① 知事記者会見
- ② 部局長等による記者発表
- ③ 記者クラブへの資料提供（プレスリリース）
- ④ 知事談話（知事コメント）

なお、県民や報道機関の関心が高いと考えられる事故・事件が発生した場合には、各社の取材が相次ぎ、取材への対応が困難になったり、混乱が起きる可能性がある。そのような事態が予想される場合には、各社一斉に情報を提供できる部局長等による記者発表を実施するなど、効率的かつ効果的な取材対応をするよう留意するものとする。

また、大規模災害、テロ攻撃、重大事故・事件等、県民の安全・安心を脅かすような事態に際しては、適切な広報媒体を活用して、迅速かつ正確な広報に努めるものとする。

5 公表時期

- (1) 公表に当たっては、事故・事件の詳細を把握できない場合であっても、速報性を優先し、その時点で把握している事実について、原因等を調査中である旨も含めて、できるだけ速やかに「第1報」として公表するものとする。
- (2) 第1報の後に把握できた詳細な内容、状況の変化や対応策の決定・実施等については、第2報、第3報として継続的に公表を行うことにより、県民に不安や混乱を生じさせるような事態を極力回避するよう努めるものとする。

6 公表内容

公表内容は、以下の①～⑥を基本とし、事故・事件の性質に応じて、所管部局等が決定するものとする。

- ① 概要
- ② これまでの経緯
- ③ 原因
- ④ 今後の対応
- ⑤ 再発防止策
- ⑥ 所見・見解

なお、第1報として事故・事件の発生そのものを速やかに公表する場合は、不明・未定の項目があっても、速報性を優先し、当該項目を除いて公表することができるものとする。

7 非公表

次に掲げる情報については、削除若しくは一般化して公表することができる。ただし、非公表とした情報についても、公表できるようになった時点で公表するものとする。

① 公表することで被害者や利害関係者等に不利益をもたらすおそれがある情報

【例示】

- ・ 児童生徒の自殺など生命等に係る事案で、家族が公表を望まない意思を示している
- ・ 公表が被害者の心理的圧迫となるおそれがある
- ・ 制度の悪用等、公表することで模倣犯が出るおそれがある

② 公表することで捜査や裁判等に支障を来すおそれがある情報

【例示】

- ・ 第三者が関係する職員の収賄、不正行為等で証拠隠滅のおそれがある
- ・ 犯人の身柄が拘束されておらず、公表することで逃亡のおそれがある
- ・ 先行する裁判に関係する事案であって、公表が裁判に支障を来すおそれがある

③ 山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第6条第1項に規定する不開示情報

附 則

このガイドラインは、平成30年10月15日から施行する。